

周辺地域内自動車の指定地区における運行回数の算定方法等を定める命令の概要

1. 制定の趣旨

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成19年5月11日に成立し、18日に公布された（平成19年法律第50号）ことから、改正法による周辺地域内自動車の指定地区における運行回数の算定方法等に関する主務省令委任事項について定めるものである。

※本命令は、環境大臣、国土交通大臣及び事業所管大臣の共同命令である。

2. 命令案の概要

（1）周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数の算定方法に関する規定（第2条関係）

周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数は、算定期間において当該周辺地域内自動車を指定地区に進入させる回数とし、指定地区ごとに算定するものとする。

なお、「算定期間」とは、周辺地域内自動車を使用する事業者が改正法による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第36条第1項第1号に定められた周辺地域内自動車の保有台数に関する要件に該当することとなった日の属する月の翌月の初日から1年ごとに区分した各期間をいう。

（2）裾切り基準となる運行回数に関する規定（第3条関係）

裾切り基準となる運行回数は、300回とすることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成19年8月20日
施行 平成20年1月 1日